

日本技術者教育認定機構

臨時総会資料

開催年月日 平成 21 年 2 月 12 日 (木)

開催場所 建築会館ホール

東京都港区芝 5-26-20

日本技術者教育認定機構

Japan Accreditation Board for Engineering Education

(JABEE)

JABEE 臨時總會資料目次

臨時總會までの経緯	1
第一号議案 設立定款(案)の件	3
第二号議案	
設立時社員・理事・監事候補者および会計監査人候補者選任の件	19
第三号議案	
現日本技術者教育認定機構の解散と全事業の新法人への移譲の件	27
第四号議案 残余財産処理の件	29
第五号議案 法人化スケジュールの件	31
第六号議案 設立一般社団法人への会員引き継ぎの件	33



平成 21 年 2 月 12 日
日本技術者教育認定機構

臨時総会までの経緯

昨年 6 月 12 日の第 9 回 JABEE 通常総会において、現在の任意団体から一般社団法人への移行が承認され、同年 12 月の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行を待って一般社団法人設立と移行を行なうべく定款改定などの作業を進めて参りました。新定款策定にあたり、新法人法に準拠することは勿論、今後の JABEE の事業拡大や国際化を踏まえ、理事会等の組織運営のあり方について広く検討がなされました。また、一般社団法人化の過程で、現行の認定審査の実務に支障がないよう配慮いたしました。

(1) 第 9 回通常総会

平成 20 年 6 月開催の第 9 回通常総会において同年 12 月の新法人法の施行に伴い、現在の任意団体から一般社団法人に移行することが決議されました。

(2) 定款（案）について

定款（案）については、運営委員会に付置した「定款ならびに組織のあり方検討 WG」に於いて平成 19 年 7 月の第 1 回会議以来、11 回にわたる議論を重ねて作成した改定案を基に、平成 20 年 7 月には、全ての正会員に対する意見聴取を実施し、その意見を参考として必要なものは改定案に反映いたしました。また内閣府公益認定等委員会から公開された「ガイドライン」、「定款作成の案内」等も参考に準備を進め、併せて公認会計士、公証人の意見も伺い、現定款（案）に至っております。また関係官庁への説明と意見聴取も実施いたしました。

(3) 第 22 回理事会

平成 20 年 11 月 10 日開催の第 22 回理事会において、移行に伴う基本的事項について次のことが決定いたしました。

- ・新法人設立に当たり設立時社員、設立時役員、会計監査人の候補者
- ・現組織の解散と残余財産の処分
- ・法人化スケジュール
- ・臨時総会の開催と審議事項

また、第 22 回理事会で新法人設立に必要な手続きと準備をおこなうため設立時社員を構成員とする一般社団法人設立準備委員会を設置することが承認されました。

本日の臨時総会終了後、直ちに設立準備委員会を開催し設立時社員による理事の選任、公証人による定款認証、新法人登記等に必要な事項の決定と具体的作業を進めて参ります。

なお、定款等、本日の決議事項は、JABEE の一般社団法人としての登記をもって効力が発生します。

以 上

第一号議案 設立定款（案）の件

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（新法人法と略） 第 10 条には「一般社団法人を設立するには、設立時社員が共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない」と規定されています。JABEE は現在の任意団体組織を母体として一般社団法人化を行いますので、現在の定款を新法人法に対応させ、かつ JABEE の現在の組織・運営を踏まえた設立定款（案）を策定しました。

この設立定款（案）は、

- (1) 設立時社員全員の決議と記名押印が得られること。(新法人法第 10 条)
- (2) 公証人による認証が得られること。(新法人法第 13 条)
- (3) 新法人法に規定する登記がなされること。(新法人法第 301 条)

以上を停止条件として成立するものとし、当該登記がなされた日から施行するものとします。

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 定款（案）（臨時総会資料 4 頁～18 頁）について審議・承認をお願いします。

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 定款（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人 日本技術者教育認定機構 と称する。

（主たる事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条 当法人は、学界と産業界との連携により、統一的基準に基づいて、大学等の高等教育機関が行う技術者を育成する専門教育プログラムの認定を行い、我が国の技術者教育の国際的な同等性を確保するとともに、技術者教育の振興を図り、国際的に通用する技術者の育成を通じて社会と産業の発展に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術者教育プログラムの認定基準の策定並びに技術者教育プログラムの審査、認定及び公表に関する事業
- (2) 技術者教育プログラムの審査に当たる専門家の養成に関する事業
- (3) 技術者教育プログラムの審査にかかわる専門分野の指定、統括及び調整に関する事業
- (4) 技術者教育プログラムの審査、認定に関連する事項の調査研究、提言等に関する事業
- (5) 技術者教育プログラムの審査、認定に関連する事項に関し、学界及び産業界との連携を図る事業
- (6) 技術者教育プログラムの審査、認定に関連する事項の普及及び啓発に関する事業
- (7) 技術者教育プログラムの審査、認定に関連する事項の国際相互承認及び交流の推進に関する事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（規律）

第4条 当法人は、社員総会が別に定める倫理規程に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を支援し、かつ、第3条に定める事業の審査認定の対象にならない団体
- (3) 準会員 当法人の目的に賛同し、当法人の企画する研修活動等に参加する団体

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において別に定める基準により、理事会がその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である団体が解散又は破産したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出していつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に対し、当該社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時において未履行であった義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項につき決議する。

- (1) 役員及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 常勤役員の報酬の額
- (3) 会員の除名
- (4) 定款の変更

- (5) 各事業年度の事業報告及び計算書類の承認
- (6) 入会の基準及び会費の金額
- (7) 解散、事業の全部譲渡
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。

2 社員総会を招集するときは、各正会員に対し、会議の日時、場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。

2 第16条第2項第2号の規定に基づく請求により開催された臨時社員総会においては、当該臨時社員総会において議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般社団・財団法人法第49条第2項の定めによる決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

3 社員総会においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第17条第2項の規定に基づきあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ決議することが

できる。

(書面決議等)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定に基づき議決権を行使する正会員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、次の各号に掲げる事項及びその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（前条第1項の規定により議決権を行使した者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の要領及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから当該社員総会において選任された2名以上の議事録署名人が、署名もしくは記名押印、又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え付ける。

第4章 役員等

(役員等の種類及び員数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 役員は、相互にこれを兼ねることはできない。

3 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

4 前項の会長及び会長が指名し理事会の承認を得た副会長1名をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

5 理事会決議により専務理事以外にも業務執行理事を置くことができる。

6 当法人に会計監査人1名を置く。

(選任等)

第23条 役員は、正会員の代表者又は正会員から推薦された代表者以外の構成員のうちから、社員総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事については8名、監事については2名を限度として、上記に定める者以外の個人を選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により定める。
- 3 会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

(理事等の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。理事の分掌職務は、別途定める。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事たる副会長がその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して当法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があると認めるときは会長に理事会の開催を請求すること及び当該請求をした日から5日以内に2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案等を調査すること及び当該調査の結果法令若しくはこの定款に違反し又は著しく不当な事実があると認める場合はその調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事及び使用人に対し事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(会計監査人の職務等)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属書類等を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員等の任期)

第27条 役員等の任期は、いずれも、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

6 会計監査人は、前項の社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該社員総会において再任されたものとみなす。

(解任)

第28条 役員又は会計監査人が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他当法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 定められた職務を怠ったとき

2 前項の規定に基づき解任する場合は、当該役員又は会計監査人にあらかじめ通知するとともに、解任決議を行う社員総会において当該役員又は会計監査人に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等については、理事会の決議によって定める。この場合監事の同意を得なければならない。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項により、任務を怠ったことによる役員又は会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議により免除することができる。

(最高顧問及び顧問)

第32条 当法人に、最高顧問1名及び顧問5名以内を置くことができる。

- 2 最高顧問及び顧問は、学識経験者又は当法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 最高顧問及び顧問は、当法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 第28条ないし第30条の規定は、最高顧問及び顧問について準用する。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第33条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行に関する決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任
 - (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (5) 社員総会に付議すべき事項の決定
 - (6) その他社員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 役員又は会計監査人の責任の一部免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に3回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第25条第5号の規程に基づき監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が請求する場合を除き、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することがで

きる。

4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事たる副会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、議決に加わることできる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

2 理事会においては、第36条第3項に基づきあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、当該事項が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 決議について特別の利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会で定める理事会規則による。

第6章 委員会・会議

(委員会・会議の設置等)

第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会又は会議（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

- 2 委員会等の委員は、理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、有給とする。
- 4 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 役員及び会計監査人の名簿
 - (4) 許可及び登記に関する書類
 - (5) この定款で定める会議に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員及び会計監査人の報酬規定
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支決算書
 - (10) 監査報告書及び会計監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 計 算

(資産の構成)

第45条 当法人の資産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の資産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第46条 当法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第47条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が遅滞なく次に掲げる書類を作成し、監事及び会計監査人の監査を経て、理事会の承認を得た上で、定時社員総会において承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録

(会計区分)

第51条 当法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て、会計区分を設けることができる。

2 前項の会計区分に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第52条 当法人の収支決算に剰余金が生じたときは、定時社員総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 当法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(借入金)

第53条 当法人が資金の借入をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、借入金額がその事業年度の収入額を超え、又は返済期間が1年を超える借入については、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席理事の3分の2以上の多数の決議による承認を受けなければならない。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第57条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条に掲げる事由により解散する。

(残余財産の処分)

第58条 当法人が清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第59条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとす

る。

(設立時役員等)

第60条 当法人の設立時役員及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

設立時理事 △△△△、●●●●、○○○○、○○○○、○○○○、……………

設立時代表理事 △△△△、●●●●

設立時監事 □□□□、□□□□

設立時会計監査人 ■■■■

(設立時社員の名称及び住所)

第61条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住所

名称

住所

名称

住所

名称

住所

名称

・

・

・

(法令の準拠)

第62条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

平成●年●月●日

以上、一般社団法人日本技術者教育認定機構設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

第二号議案

設立時社員・理事・監事候補者および会計監査人候補者選任の件

新法人を設立するに際し設立者を定め、定款に設立者全員が記名押印することが定められています。

平成20年11月10日開催の第22回理事会において設立時社員候補者案が決定されました。候補者は、それぞれ新法人の設立者となることについて3月末日までに機関決定される予定です。臨時総会資料20頁に記載の者を設立時社員候補者として提案いたします。

理事・監事候補者については、新法人への移行、及び認定審査等、組織運営に支障なきよう配慮し決定されました。2009年6月予定の新法人の臨時総会までを任期として21頁に記載の通り、現JABEEの理事・監事を設立時理事・監事（案）とすることを提案いたします。

同様に、現JABEEの会計監査人を新法人の会計監査人候補者として提案いたします。

候補者の主たる経歴については22頁～25頁をご参照ください。

第二号議案についても第一号議案と同様の停止条件付決議といたします。

(臨時総会第二号議案資料)

一般社団法人日本技術者教育認定機構
設立時社員候補者(案)

当法人の設立時社員候補者の名称及び住所は次の通りである。

名 称	住 所
社団法人日本工学教育協会	東京都港区芝五丁目26番20号
電気学会社団法人	東京都千代田区五番町6番2号
社団法人日本機械学会	東京都新宿区信濃町35番地
社団法人資源・素材学会	東京都港区赤坂九丁目6番41号
社団法人日本技術士会	東京都港区虎ノ門四丁目1番20号
社団法人日本建築学会	東京都港区芝五丁目26番20号
社団法人土木学会	東京都新宿区四谷一丁目無番地
社団法人日本鉄鋼協会	東京都千代田区神田司町二丁目2番地
社団法人農業農村工学会	東京都港区新橋五丁目34番4号
社団法人化学工学会	東京都文京区小日向四丁目6番19号共立会館内
財団法人農学会	東京都文京区弥生一丁目1番1号
社団法人情報処理学会	東京都千代田区神田駿河台一丁目5番
社団法人電子情報通信学会	東京都港区芝公園三丁目5番8号
社団法人日本生物工学会	大阪府吹田市山田丘2番1号 大阪大学工学部応用生物工学教室

(臨時総会第二号議案資料)

一般社団法人日本技術者教育認定機構
 設立時理事、設立時監事並びに会計監査人候補者 (案)

	氏名	所属	役職
理事	大橋 秀雄	学校法人工学院大学	理事長
理事	大中 逸雄	学校法人大阪産業大学	理事
理事	山野井 昭雄	味の素(株)	顧問
理事	福崎 弘	日本技術者教育認定機構	専務理事
理事	長島 昭	国立大学法人横浜国立大学	理事
理事	小嶋 勝衛	(社)日本工学教育協会	会長
理事	松瀬 貢規	(社)電気学会	会長代理
理事	白鳥 正樹	(社)日本機械学会	会長
理事	山富 二郎	(社)資源・素材学会	副会長
理事	高橋 修	(社)日本技術士会	会長
理事	齋藤 公男	(社)日本建築学会	会長
理事	栢原 英郎	(社)土木学会	会長
理事	友田 陽	(社)日本鉄鋼協会	副会長
理事	宮崎 毅	(社)農業農村工学会	会長
理事	黒田 千秋	(社)化学工学会	副会長
理事	林 良博	(財)農学会	会長
理事	佐々木 元	(社)情報処理学会	会長
理事	篠田 庄司	(社)電子情報通信学会	APC委員長
理事	石原 宏	(社)応用物理学会	会長
理事	高橋 幸雄	経営工学関連学会協議会	会長
理事	服部 重昭	森林・自然環境技術者教育	理事
理事	塩谷 捨明	(社)日本生物工学会	会長
監事	金子 尚志	日本電気(株)	名誉顧問
監事	本間 政雄	学校法人立命館	副総長
会計監査人	東京東監査法人		

(臨時総会第二号議案参考資料)

設立時理事・設立時監事・設立時会計監査人候補者の主たる経歴
(順不同・敬称略)

1. 設立時理事候補者

大橋 秀雄

主たる経歴 ・ 東京大学工学部卒業
・ 工学院大学学長
主たる現職 ・ 学校法人工学院大学理事長

大中 逸雄

主たる経歴 ・ 東京大学大学院工学系研究科博士課程修了
主たる現職 ・ 学校法人大阪産業大学理事
・ アイ・イー・ソリューション株式会社代表取締役

山野井 昭雄

主たる経歴 ・ 東京大学農学部卒業
・ 味の素株式会社代表取締役副社長
主たる現職 ・ 味の素株式会社顧問

福崎 弘

主たる経歴 ・ 京都大学大学院修士課程修了
・ 花王石鹼株式会社研究開発部長
主たる現職 ・ 日本技術者教育認定機構専務理事

長島 昭

主たる経歴 ・ 慶応義塾大学大学院工学研究科博士課程
主たる現職 ・ 国立大学法人横浜国立大学理事

小嶋 勝衛

主たる経歴 ・ 日本大学大学院理工学研究科修士課程修了
・ 日本大学総長、理事長
主たる現職 ・ (社) 日本工学教育協会会長

松瀬 貢規

- 主たる経歴 ・ 明治大学大学院工学研究科博士課程修了
 主たる現職 ・ 明治大学理工学部教授
 ・ (社) 電気学会理事、会長代理

白鳥 正樹

- 主たる経歴 ・ 東京大学大学院工学研究科博士課程終了
 ・ 国立大学法人横浜国立大学教授、付属図書館長
 主たる現職 ・ (社) 日本機械学会会長

山富 二郎

- 主たる経歴 ・ 東京大学大学院工学系研究科博士課程
 主たる現職 ・ 東京大学大学院工学系研究科教授
 ・ (社) 資源・素材学会副会長

高橋 修

- 主たる経歴 ・ 東京大学工学部土木工学科卒業
 主たる現職 ・ 日本工営株式会社代表取締役会長
 ・ (社) 日本技術士会会長

齋藤 公男

- 主たる経歴 ・ 日本大学大学院工学研究科修士課程修了
 主たる現職 ・ 日本大学名誉教授
 ・ (社) 日本建築学会会長

栢原 英郎

- 主たる経歴 ・ 運輸省技術総括審議官
 主たる現職 ・ (社) 日本港湾協会会長
 ・ (社) 土木学会会長

友田 陽

- 主たる経歴 ・ 京都大学大学院工学研究科修士課程修了
 主たる現職 ・ 茨城大学大学院理工学研究科教授
 ・ (社) 日本鉄鋼協会副会長

宮崎 毅

- 主たる経歴 ・ 東京大学大学院農学系研究科博士課程修了

- 主たる現職
- ・東京大学大学院農学生命科学研究科教授
 - ・(社)農業農村工学会会長

黒田 千秋

- 主たる経歴
- ・東京工業大学大学院理工学研究科博士課程修了
- 主たる現職
- ・東京工業大学大学院理工学研究科教授
 - ・(社)化学工学会副会長

林 良博

- 主たる経歴
- ・東京大学大学院農学研究科博士課程修了
 - ・東京大学総合研究博物館長
- 主たる現職
- ・(財)農学会会長

佐々木 元

- 主たる経歴
- ・東京大学大学院数物系研究科修士課程修了
- 主たる現職
- ・日本電気株式会社代表取締役会長
 - ・(社)情報処理学会会長

篠田 庄司

- 主たる経歴
- ・中央大学大学院理工学研究科博士課程修了
- 主たる現職
- ・中央大学教授
 - ・(社)電子情報通信学会 APC 委員長

石原 宏

- 主たる経歴
- ・東京工業大学大学院理工学研究科博士課程修了
- 主たる現職
- ・東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
 - ・(社)応用物理学会会長

高橋 幸雄

- 主たる経歴
- ・東京工業大学大学院理工学研究科博士課程修了
 - ・東京工業大学大学院情報理工学研究科教授、研究科長
- 主たる現職
- ・経営工学関連学会協議会会長

服部 重昭

- 主たる経歴
- ・農林水産省森林総合研究所関西支所研究室長
 - ・名古屋大学大学院生命農学研究科研究科長

主たる現職 ・ 森林・自然環境技術者教育会理事

塩谷 捨明

主たる経歴 ・ 京都大学大学院工学研究科博士課程
 ・ 大阪大学工学部教授

主たる現職 ・ (社) 日本生物工学会会長

2. 設立時監事候補者

金子 尚志

主たる経歴 ・ 東京大学工学部卒業
 ・ 日本電気株式会社社長

主たる現職 ・ 日本電気株式会社名誉顧問

本間 政雄

主たる経歴 ・ 名古屋大学法学部卒業
 ・ 文部省大臣官房総務審議官(政策調整担当)
 ・ 京都大学理事・副学長

主たる現職 ・ 学校法人立命館副総長

3. 設立時会計監査人候補者

東京東監査法人 ・ 平成 19 年 3 月 29 日設立

JABEE 担当

中田ちず子 ・ 公認会計士、税理士
 ・ 会計専門職大学院教授

以上



第三号議案

現日本技術者教育認定機構の解散と全事業の新法人への移譲の件

現 JABEE は特例民法法人ではありませんので一般社団法人設立にともなって旧組織（現 JABEE）を解散し、全ての事業を一般社団法人日本技術者教育認定機構に移譲することを決議していただきたくお願いします。

第三号議案についても第一号～第二号議案と同様の停止条件付決議といたします。

(臨時総会第三号議案補足資料)

当機構は新法人の設立登記をもって現在の任意団体を解散し、その全事業を新法人（一般社団法人日本技術者教育認定機構）に移譲する。

この解散は現定款第 38 条第 2 項により行う。

現定款

(解散)

第 38 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定に基づき解散する。

2 本会は、民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

<参考>

民法第 68 条（法人の解散事由）

1 項

法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1、定款又は寄付行為で定めた解散事由の発生
- 2、法人の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 3、破産手続き開始の決定
- 4、設立の許可の取消し

2 項

社団法人は、前号各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって解散する。

- 1、総会の決議
- 2、社員が欠けたこと

以上

第四号議案 残余財産処理の件

第三号議案の現JABEEの解散をうけ、残余財産の処理については、現JABEE定款第39条の規定にしたがって処理することを決議願います。

第四号議案についても第一号～第三号議案と同様の停止条件付決議といたします。

(臨時総会第四号議案補足資料)

当機構は現組織を解散し、残余財産を新法人の一般社団法人日本技術者教育認定機構に移譲する。

この移譲は現定款39条(残余財産の処分)により行う。

現定款

(残余財産の処分)

第39条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する他の法人または団体に寄付するものとする。

注：定款第39条は残余財産を他の法人または団体に譲る場合を記載しているが、今回は実質的に同一団体への移譲となる。

以上

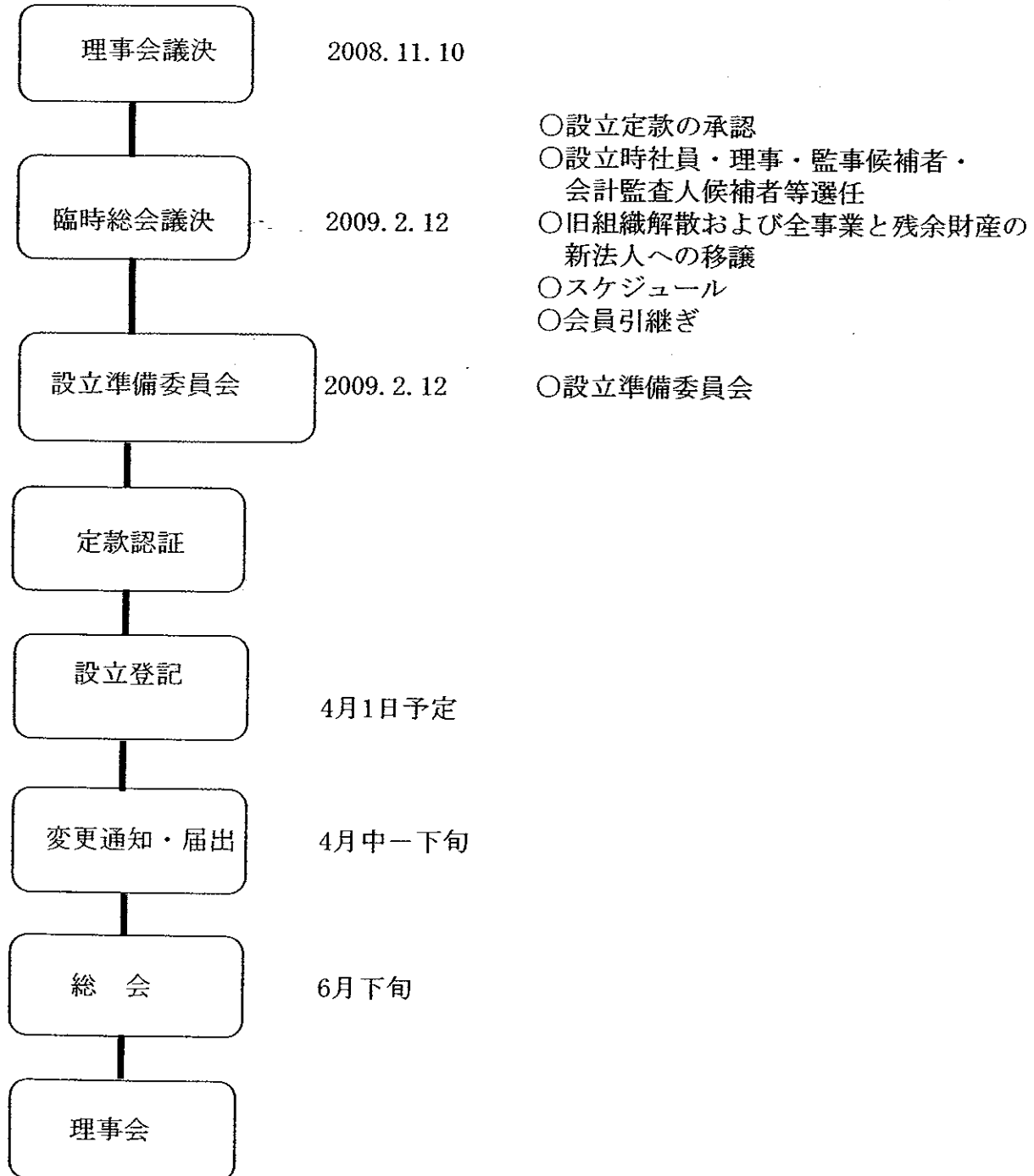
第五号議案 法人化スケジュールの件

新法人法に基づく一般社団法人の設立登記を東京都港区において平成21年4月1日を目標にして申請いたします。

本日の現JABEE臨時総会に続き、設立社員による設立準備委員会を開催し、その決議及び法令と定款規定にしたがって一般社団法人設立の手続きを開始します。

(臨時総会第五号議案補足資料)

一般社団法人のスケジュール (案)





第六号議案 設立一般社団法人への会員引継ぎの件

現 JABEE の正会員と賛助会員は、設立された一般社団法人日本技術者教育認定機構の正会員と賛助会員としてその社員としての地位を継承すること、及び一般社団法人日本技術者教育認定機構設立前日に作成された社員名簿を新法人法が規定する社員名簿とみなすことを決定していただきたくお願いいたします。

正会員、賛助会員のリストについては 34 頁、35 頁を参照願います。

(臨時總會第六号議案資料)

正 会 員 リ ス ト

(平成21年2月12日現在)

会 員 名

社団法人応用物理学会
 社団法人化学工学会
 経営工学関連学会協議会
 社団法人資源・素材学会
 社団法人情報処理学会
 森林・自然環境技術者教育会
 電気学会社団法人
 社団法人電子情報通信学会
 社団法人土木学会
 社団法人日本化学会

 社団法人日本機械学会
 社団法人日本技術士会
 社団法人日本建築学会
 社団法人日本工学教育協会
 社団法人日本生物工学会
 社団法人日本鉄鋼協会
 財団法人農学会
 社団法人農業農村工学会
 園芸学会
 社団法人可視化情報学会

 社団法人空気調和・衛生工学会
 経営情報学会
 社団法人計測自動制御学会
 研究・技術計画学会
 社団法人高分子学会
 社団法人砂防学会
 社団法人色材協会
 社団法人自動車技術会
 社団法人地盤工学会
 社団法人照明学会

 社団法人精密工学会
 社団法人繊維学会
 ターボ機械協会
 社団法人電気化学会
 社団法人電気設備学会
 社団法人日本磁気学会
 日本応用地質学会
 社団法人日本ハレーション・リサーチ学会
 日本開発工学会
 社団法人日本金属学会

 社団法人日本経営工学会
 日本計算工学会
 社団法人日本原子力学会
 社団法人日本航空宇宙学会
 社団法人日本コンクリート工学協会
 日本作物学会
 社団法人日本地すべり学会
 日本芝草学会
 社団法人日本食品科学工学会
 日本食品工学会

会 員 名

日本信頼性学会
 社団法人日本水産学会
 日本水産工学会
 日本図学会
 日本生物環境工学会
 日本設備管理学会
 社団法人日本セラミックス協会
 社団法人日本造園学会
 社団法人日本船舶海洋工学会
 日本素材物性学会

 社団法人日本塑性加工学会
 日本地下水学会
 日本地質学会
 社団法人日本鑄造工学会
 日本デザイン学会
 日本農業工学会
 社団法人日本農芸化学会
 日本表面科学会
 社団法人日本品質管理学会
 社団法人日本物理学会

 社団法人日本分析化学会
 日本木材学会
 日本緑化工学会
 日本森林学会
 社団法人日本ロボット学会
 農業機械学会
 財団法人バイオインダストリー協会
 社団法人腐食防食協会
 社団法人プレストレストコンクリート技術協会
 プロジェクトマネジメント学会

 社団法人溶接学会

(臨時総会第六号議案資料)

賛助会員リスト

(平成21年2月12日現在)

会員名

JFEスチール株式会社
NECソフト株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
旭硝子株式会社
旭化成株式会社
味の素株式会社
アルプス電気株式会社
株式会社IHI
王子製紙株式会社
花王株式会社

鹿島建設株式会社
株式会社カネカ
キヤノン株式会社
サンスイコンサルタント株式会社
株式会社三祐コンサルタンツ
システム開発東京株式会社
新日本製鐵株式会社
株式会社ジルコ
住友化学株式会社
全国農村振興技術連盟

株式会社デンソー 技研センター
株式会社竹中工務店
東京電力株式会社
株式会社東芝
NTCコンサルタンツ株式会社
日本電気株式会社
株式会社日立製作所
富士通株式会社
株式会社フューチャーマネジメント・イノベーションコンサルティング
パナソニック株式会社

三井化学株式会社
三菱化学株式会社
三菱ガス化学株式会社
三菱重工業株式会社
横河電機株式会社
株式会社リコー

日本技術者教育認定機構

〒108-0014

東京都港区芝 5-26-20

建築会館 6F

電 話 03-5439-5031

F A X 03-5439-5033

E - M a i l office@jabee.org

ホームページ <http://www.jabee.org/>